

### ③有効期間の延長申請をされる方へ

■ 有効期間の延長申請ができる方は、次の職にありかつ、以下の【延長事由】に該当する方です。

- ・教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師）
- ・教育の職
  - (a) 校長、園長、副校長、副園長、教頭、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員
  - (b) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
  - (c) 国、地方公共団体等の職員又は国立大学法人、公立大学法人、学校法人若しくは独立行政法人の役員若しくは職員で、(b)の者に準ずる者として免許管理者が定める者
  - (d) 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

※上記の免許管理者が定める者は、「教育職員免許状の更新等に関する規則（平成20年三重県教育委員会規則第2号）」に規定しています。

1. 教育職員免許状更新関係申請書類（封筒表書）の申請区分に○印の付いている書類を提出してください。※印の付いている書類は必要に応じて提出してください。

#### ①「有効期間延長申請書」

- ・記入例を参照して記入してください。
- ・延長事由には以下の記入例を参考に具体的に記入してください。

##### 【延長事由】

- (a) 指導改善研修中であること  
⇒記入例) 指導改善研修を受けている  
研修期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (b) 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上  
の病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを  
含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること  
⇒記入例) 病気休職中である  
休職期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (c) 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること  
⇒記入例) 〇〇により、交通が困難となっている  
上記期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (d) 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準  
ずるものにおいて教育に従事していること  
⇒記入例) 在外教育施設において教育に従事している  
教育施設等名：〇〇〇〇 職務内容：〇〇〇〇  
従事期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (e) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること  
⇒記入例) 外国の地方公共団体の機関に派遣されている  
機関等名：〇〇〇〇  
派遣期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

(f) 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること

⇒記入例) 専修免許状の取得を目的に大学院に在学している

大学院名：〇〇〇〇大学院 取得予定免許状：〇〇〇〇専修免許状

在学期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

(g) 教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了の日までの期間が2年2月未満であること

⇒記入例) 教育職員として任命された日から2年2月未満である

任命日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(h) 上記の他、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること

⇒〔※事前に三重県教育委員会（免許管理者）に問い合わせをお願いします。〕

- ・「延長・延期事由の証明の方法」を参照し、必要に応じて証明を受けてください。
- ・延長期間を記入してください。延長できる期間は次のとおりです。なお、延長後の更新講習受講期間は、延長後の有効期間の2月前までの2年間となりますのでご注意ください。
  - (g)以外の事由…当該事由がなくなった日から起算して2年2月を超えない範囲内
  - (g)の事由…教育職員として任命され、又は雇用された日から起算して2年2月を超えない範囲内

## ②延長事由を証明する書類の原本又は写し

- ・「延長・延期事由の証明の方法」を参照し、必要な書類を提出してください。
- ・写しは〔第10号様式〕に貼付し、原本証明を受けてください。
  - ※提出する証明書はいずれも申請日から6か月以内に証明を受けたものに限りです。

## ③有する全ての「免許状」の写し、又は授与権者が発行する「授与証明書」の原本

- ・取得した全ての免許状について更新されるので、例えば2種免許状を取得後、改めて1種免許状を取得した場合は、両方の免許状の写しが必要です。取得した全ての免許状の写しを提出してください。
- ・免許状の紛失等により写しが添付できない場合には、「教育職員免許状授与証明書」（授与を受けた都道府県教育委員会に申請してください。）の原本を提出してください。（2回目以降の申請時には写しでも可とします。）

## ④「収入証紙納付書」〔三重県証紙条例施行規則（第10号様式）〕

3,000円分の三重県収入証紙を貼付し、納入者住所、名前を記入してください。（申請等の年月日及び納付年月日は記入しないでください。）

※収入印紙（日本政府）とお間違えのないようご注意ください。

## ⑤「戸籍抄本」

提出書類に記載されている名前または本籍地（都道府県名）が現在の名前または本籍地（都道府県名）と異なる場合は、戸籍抄本を提出してください。

※ 更新の手続きが2回目以降の方は、前回発行された「有効期間更新証明書」および「有効期間延長証明書」のいずれかの写しを提出してください。

◆ 現在、有効期間を延長している方が、同一の事由が継続することにより再度延長する場合は、「有効期間延長の期間変更申請」となります。

なお、異なる事由により再度延長する場合は、改めて「有効期間延長申請」となります。

2 提出にあたり、次の事項を確認してください。

(1) 申請先は三重県教育委員会でしょうか。

【学校（幼稚園）等に勤務している方】・・・勤務地の都道府県教育委員会

【学校（幼稚園）等に勤務していない方】・・・住所地の都道府県教育委員会

(2) 申請時期は有効期間満了日の2月前までの期間ですか。

(3) 延長申請ができる方に該当していますか（申請時点の状態で判断してください）。

延長・延期事由の証明の方法

申請者の区分		証明の方法・証明者				
		有効期間延長申請書(第3号様式)、有効期間延長の期間変更申請書(第4号様式)、修了確認期限延期申請書(第7号様式)、修了確認期限延期の期間変更申請書(第8号様式)の証明欄に証明を受ける。 証明する書類の添付は、原本または写し(第10号様式)を提出する。				
延長・延期事由		指導改善研修中	休職中 病気休暇 産休 育休 介護休暇	在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事 外国の地方公共団体の機関等に派遣	専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍	教員となった日から有効期間の満了の日(又は修了確認期限)までの期間が2年2月未満
校長(園長)、副校長(副園長)、教頭 主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、 助教諭、養護助教諭、講師、 実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員	県立学校	県教育委員会の証明	校長の証明 校長本人の場合は県教育委員会	校長の証明 校長本人の場合は県教育委員会	在学証明書の添付	校長の証明 校長本人の場合は県教育委員会
	公立小中学校	県教育委員会の証明	校長の証明 校長本人の場合は市町等教育委員会	校長の証明 校長本人の場合は市町等教育委員会	在学証明書の添付	校長の証明 校長本人の場合は市町等教育委員会
	公立幼稚園	-	証明する書類の添付及び 校長の証明 校長本人の場合は市町等教育委員会	証明する書類の添付及び 校長の証明 校長本人の場合は市町等教育委員会	在学証明書の添付	証明する書類の添付及び 校長の証明 校長本人の場合は市町等教育委員会
	国立学校、幼稚園 私立学校、幼稚園	-	証明する書類の添付及び 校長の証明 校長本人の場合は法人の長	証明する書類の添付及び 校長の証明 校長本人の場合は法人の長	在学証明書の添付	証明する書類の添付及び 校長の証明 校長本人の場合は法人の長
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	県教育委員会の勤務者	-	県教育委員会の証明	県教育委員会の証明	在学証明書の添付	-
	市町等教育委員会の勤務者	-	証明する書類の添付及び 市町等教育委員会の証明	証明する書類の添付及び 市町等教育委員会の証明	在学証明書の添付	-
国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者	県知事部局の勤務者	-	県教育委員会の証明	県教育委員会の証明	在学証明書の添付	-
	市町長部局の勤務者	-	証明する書類の添付及び 市町等教育委員会の証明	証明する書類の添付及び 市町等教育委員会の証明	在学証明書の添付	-
	学校法人等の勤務者	-	証明する書類の添付及び 法人の長等の証明	証明する書類の添付及び 法人の長等の証明	在学証明書の添付	-
その他文部科学大臣が定める者		-	証明する書類の添付及び その者の任命権者・雇用者の証明	証明する書類の添付及び その者の任命権者・雇用者の証明	-	-

旧免許状所持者のみに該当する事由(新たな免許状の授与・免許状の授与から修了確認期限までの期間が10年未満であること・修了確認期限が平成23年3月31日であること)については、免許状の写しの添付のみで、証明は不要です。  
県教育委員会が証明するものは、証明者欄を空欄のまま提出してください。

< 記入例 >

現職教員(講師も含む)の場合

- ・校長印は職印を使用してください。
- ・所轄庁の受付印については、次のとおりです。  
 県立・・・省略  
 市町立・・・市町教育委員会  
 国立・・・大学長  
 私立・・・理事長

現職教員でない場合

校長印、受付印ともに不要です。

※：字種大(横：全角) (縦：A4)

校 長 印	[印]	受 付 印
		所 轄 庁

有効期間延長申請書

三重県教育委員会 あり

平成 年 月 日

申請の年月日を記入してください。

【フリガナ】 姓	生年月日	性別	子役	年	月	日
記載できない場合は空欄	記載できない場合は空欄	記載	記載	記載	記載	記載
居住所	申請者の自宅の住所		電話	本籍地		

戸籍記載の名前を楷書体で正確に自署してください。名前又は本籍地が他の書類(休職届、免許状の写し等)と異なる場合は、戸籍抄本を提出してください。

【有する免許状】

種別	免許状番号	発付年月日	発付庁名	免許状に記載の名前	免許状に記載の本籍地
教諭 免許状(教科・特別支援領域)		昭和 年 月 日			
例 中学校教諭一種免許状(国語)	平2中1種第27号	平成2年1月30日	三重県教育委員会	三重太郎	三重県

有する免許状が5種類を超える場合、残余の免許状については、裏面に記入してください。

【申請時の有効期間】

平成 年 月 日

下記のとおり教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第81条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第81条の5の規定に基づき、上記の有する免許状の有効期間について、平成 年 月 日までの延長を受けることを申請します。

希望される延長期間を記入してください。

延長事由：

【延期事由】を参照し、例示のいずれかをそのとおりに記入してください。

【証明者記入欄】

上記の延長事由について、相違ないことを証明する。

平成 年 月 日 印  
証明者 名前

「延期・延長事由の証明の方法」を参照し、必要に応じて証明を受けてください。証明印は職印(公印)を使用してください。県教育委員会が証明者となる場合は空欄のまま提出してください。

（免除・延長・延期）の事由を証明する書類の写

公印

公印

公印

公印

〔貼付後、上下左右4カ所に公印で割印をし、原本証明を受けてください。〕

上記の写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

証明者 氏

名前

